

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和●年●月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	
基本目標	1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり	
施策の方向性	1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実	重点的な取組
	2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	★地域福祉活動への参加促進（P53～54）
	3 災害時等における要援護者への支援	◎地域における見守りネットワークの強化（P61～64）

◎…重点的な取組の中から「中核的な取組」とするもの（後掲）

ア 地域福祉活動をはじめのきっかけとなる情報発信（第4章 P53）

・地域活動、ボランティアなどの情報を広報紙やSNSなど多様な媒体を活用して発信し、より広い世代が気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 （社会福祉協議会担当）	具体的な取組			
	成果 （量的・質的）			
	課題 今後の方向性			

イ 福祉に関する広報啓発（第4章 P54）

・福祉読本「ふだんのくらしを しあわせに」を引き続き配付することや、障がい当事者や福祉施設等との交流などの機会を設けることなどにより、小学生をはじめとして、さまざまな世代の方が福祉を身近に感じることができるよう理解促進に取り組みます。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 （福祉人材担当）	具体的な取組			
	成果 （量的・質的）			
	課題 今後の方向性			

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和●年●月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	1 相談支援体制の充実	重点的な取組
	2 権利擁護支援体制の強化	★虐待防止に向けた地域連携の推進（P83～84）
	3 福祉人材の育成・確保	★成年後見制度の利用促進（P88～90）

ア 虐待についての知識・理解の普及啓発（第4章 P83）

- ・虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシの作成・配布等を行います。
- ・11月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動（オレンジリボンキャンペーン）や、障がい者虐待・高齢者虐待の防止に向けて、地域の課題に即した講演会や研修棟の実施などに取り組みます。

イ ネットワークの構築（第4章P83）

- ・支援対象児童となる前の段階において、「こどもサポートネット」や地域でのさまざまな支援活動等により児童虐待の未然防止につなげます。
- ・さまざまな関係機関で構成する障がい者と高齢者の虐待防止連絡会議を市と各区に設置し、虐待防止の適切な実施等に向けて機能するよう連携ネットワークの構築に取り組みます。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 （相談支援G）	具体的な取組			
こども青少年局企画課 （こどもの貧困対策G） こども青少年局管理課	成果 （量的・質的）			
	課題 今後の方向性			

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和●年●月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	1 相談支援体制の充実	重点的な取組
	2 権利擁護支援体制の強化	★虐待防止に向けた地域連携の推進（P83～84）
	3 福祉人材の育成・確保	★成年後見制度の利用促進（P88～90）

ウ 施設従事者等の意識の向上（第4章P84）

・虐待を未然に防止する予防的取組として、不適切なケア・不適切なサービス提供や施設運営等への指導を強化するなど、施設従事者の意識の向上を図ります。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局運営指導課 福祉局介護保険課	具体的な取組			
	成果 （量的・質的）			
	課題 今後の方向性			

エ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保（第4章P84）

・虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別の研修等を計画的に実施します。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 （相談支援G）	具体的な取組			
	成果 （量的・質的）			
	課題 今後の方向性			

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和●年●月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	1 相談支援体制の充実	重点的な取組
	2 権利擁護支援体制の強化	★虐待防止に向けた地域連携の推進（P83～84）
	3 福祉人材の育成・確保	★成年後見制度の利用促進（P88～90）

ア 権利擁護支援チームに対する支援の強化（第4章 P88）

- ・各相談支援機関が形成する「権利擁護支援チーム」に対し、専門職の派遣や研修等の実施により継続的に支援します。

イ 市民後見人等の担い手確保の取組の強化（第4章P89）

- ・市民後見人の活動を広く周知し、一人でも多くの市民の方等にご協力を得ることができるよう取り組みます。

ウ 権利擁護支援についての理解促進（第4章P90）

- ・成年後見制度の内容とメリットについて、分かりやすい効果的な広報啓発に取り組むとともに、相談支援機関等の職員に対する研修等を実施し、適切な支援が可能となるよう、意思決定支援の普及啓発を行うなど権利擁護支援の取組を進めます。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 （相談支援G）	具体的な取組			
	成果 （量的・質的）			
	課題 今後の方向性			

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和●年●月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	1 相談支援体制の充実	重点的な取組
	2 権利擁護支援体制の強化	★福祉人材の確保・育成・定着（P93～95）
	3 福祉人材の育成・確保	★福祉職員の育成・専門性の向上

ア 多様な人材の確保に向けた取組（第4章 P93～94）

- 福祉、介護の仕事の魅力を伝える「きらめき大賞」等の取組について、市民への周知方法等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取組を進めます。
- 福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備し、多様な働き方に対応した職場環境の整備や多様な人材の確保にもつなげます。

イ 福祉専門職の育成・定着を図る取組（第4章P95）

- 「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の確保・育成等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行っていきます。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 （福祉人材担当）	具体的な取組			
	成果 （量的・質的）			
	課題 今後の方向性			

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和●年●月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	1 相談支援体制の充実	重点的な取組
	2 権利擁護支援体制の強化	★福祉人材の確保・育成・定着（P93～95）
	3 福祉人材の育成・確保	★福祉職員の育成・専門性の向上（P97）

福祉職員の育成・専門性の向上（第4章 P97）

- 福祉職員（行政職員）が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。
- 福祉職員のキャリアラダーを活用して必要な能力開発に取り組み、また計画的な人事異動や配置換えによる人材育成を推進します。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 （福祉業務支援担当） 総務局人事部人事課 （人事G）	具体的な取組			
	成果 （量的・質的）			
	課題 今後の方向性			